

第 3 章 その他の基準

第1節 宅地の造成

1 用地境界杭

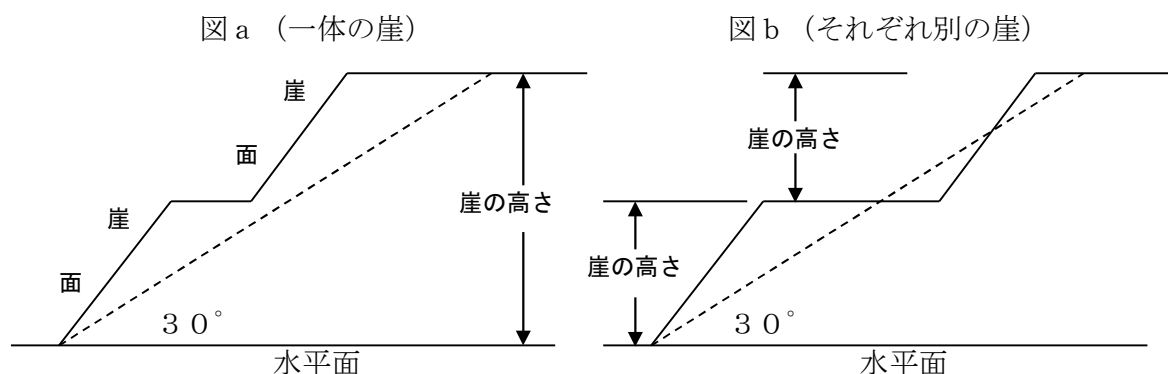
- (1) 用地境界杭は、原則として、 $10 \times 10 \times 45$ cm以上の石標を設置すること。ただし、 30 度を超える勾配の崖面に近傍した箇所においては、 $10 \times 10 \times 60$ cm以上の石標を使用すること。
- (2) 埋設する箇所が固定できるよう十分な措置を講ずること。

2 整地

- (1) 開発区域内の地盤が軟弱な場合は、土の置き換え、水抜きその他の措置を講ずること。
- (2) 宅地の勾配は、排水処理のため $0.5\% \sim 1.0\%$ を標準とし、最大でも 2.0% 以下の勾配とすること。
- (3) 盛土をする場合は、雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下、崩壊を防ぐため、土の締め固め、土盛等の必要な措置が講じられていること。この場合、土の締め固めにあっては、仕上がり厚を最大 30 cmとし、また、余盛り厚は土質に応じ盛土高の 1 割程度まで見込むこと。
- (4) 盛土と現地盤との間に湧水や地下浸透水が生じる場合は、暗渠等を用い、十分な排水が行われるよう措置を講ずること。
- (5) 盛土をする場合、現地盤の切株、雑草及び腐植土等を盛土前に完全に除去すること。
- (6) 盛土をする現地盤の勾配が 15 度（約 $1:4$ ）程度以上の場合又は盛土と現地盤との接する面で滑りが生じるおそれがある場合は、段切り等の処置をとることとし、段切りに当たっては高さ 0.5 m ~ 2.0 m、幅 1.0 m以上の段を切るとともに、段切りを行った水平面は排水のため $3\% \sim 5\%$ の勾配を付けること。
- (7) 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置き換え、擁壁の設置等の措置を講ずること。

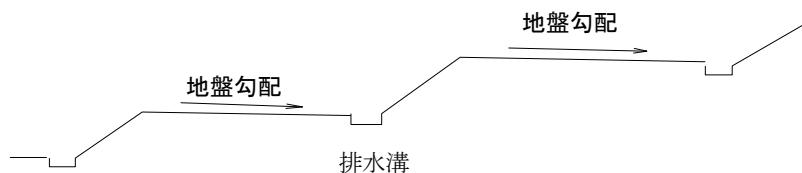
3 崖の定義

- (1) 「崖」とは、地表面に対し 30 度を超える角度をなす土地をいう。
- (2) 「崖面」とは、崖の地表面をいう。
- (3) 「崖勾配」とは、崖面の水平面に対する角度をいう。
- (4) 小段等によって上下に分離された崖で、図 a に示すような場合は一体の崖とし、図 b に示すような場合は、上下それぞれ独立した二つの崖とする。

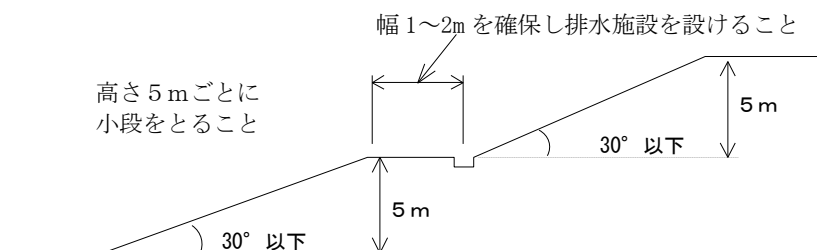


4 崖面の保護

- (1) 崖の上端に続く地盤面は、原則として崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配がとられていること。



- (2) 切土又は盛土によって生じた崖面を擁壁で覆わない場合や 30° 以下の法面は、石張り、芝張り、モルタル吹付け等によって風化その他の浸食に対する保護を行うこと。
- (3) 崖面にはならなくても長大のり面（高さ 15 m 程度以上）となる場合は、高さ 5 m ごとに $1\sim 2\text{ m}$ 程度の小段を設け、小段には耐久性の材料で造る排水施設を設けること。



5 擁壁の設置

以下に揚げる崖面には、擁壁を設置すること。

- (1) 切土をした土地の部分に生じる高さが 2 m を超える崖面
- (2) 盛土をした土地の部分に生じる高さが 1 m を超える崖面
- (3) 切土と盛土を同時にした土地の部分に生じる高さが 2 m を超える崖面
- (4) ただし、切り土をした土地の部分に生じる崖面については、次表に該当する場合、のり面仕上げで施工することができる。なお、土質については、土質試験等により確認すること。

切土でのり面仕上げでもよい場合

土 質	①崖の高さに関 係なくのり面仕 上げでよい	崖の高さに関してのり面仕上げでもよい場合	
		② 崖の高さ ≤ 5 m	③ 崖の高さ > 5 m
軟岩（風化の著しいものは除く）	崖勾配 ≤ 60°	60° < 崖勾配 ≤ 80°	崖の上端から 5 m 以内の崖面については、②に該当する崖勾配とすればのり面仕上げでよいが、5 m を超えた部分については擁壁で覆わなければならない。
風化の著しい岩	崖勾配 ≤ 40°	40° < 崖勾配 ≤ 50°	
硬質粘土，関東ローム，真砂土その他これに類するもの	崖勾配 ≤ 35°	35° < 崖勾配 ≤ 45°	

第 2 節 擁 壁

擁壁の設計・施工に当たっては、擁壁自体の安全性はもとより、擁壁を含めた地盤全体の安全性についても総合的に検討すること。

1 他法令の準用

- (1) 宅地造成等規制法施行令第 6 条から第 10 条まで及び第 14 条。
- (2) 建築基準法施行令第 142 条（擁壁の高さが 2 m を超えるもの）。

2 鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造擁壁

(1) 擁壁の構造

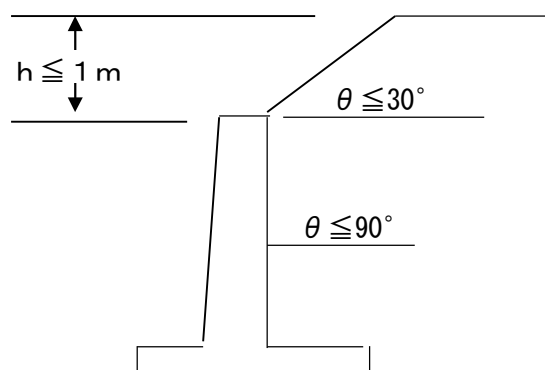
擁壁の構造は、土質条件、荷重条件等の設計条件を構造計算、安定計算、実験等によりの確に設定した上で、以下の各項目について安全性が確かめられたものであること。

- ① 上載荷重を含めた土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと（安全率 1.5 以上）。
- ③ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと（安全率 1.5 以上）。
- ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(2) 計算数値

- ① 土圧等については、実情に応じて計算された数値を用いるものとする。ただし、以下の各号の条件に適合する場合は、次の表によることができる。

- ア) 背面土の勾配が 90 度以下の場合
- イ) 余盛り等の勾配が 30 度以下の場合
- ウ) 余盛り等の高さが 1 m 以下の場合
- エ) 擁壁の上端に続く地盤の積載荷重がない場合



土 質	単位体積重量	土 圧 係 数
砂 利 又 は 砂 質 土	18 (kN/m ³)	0.35
砂 質 土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

- ② 基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実情に応じ計算された数値又は次の表によることができる。

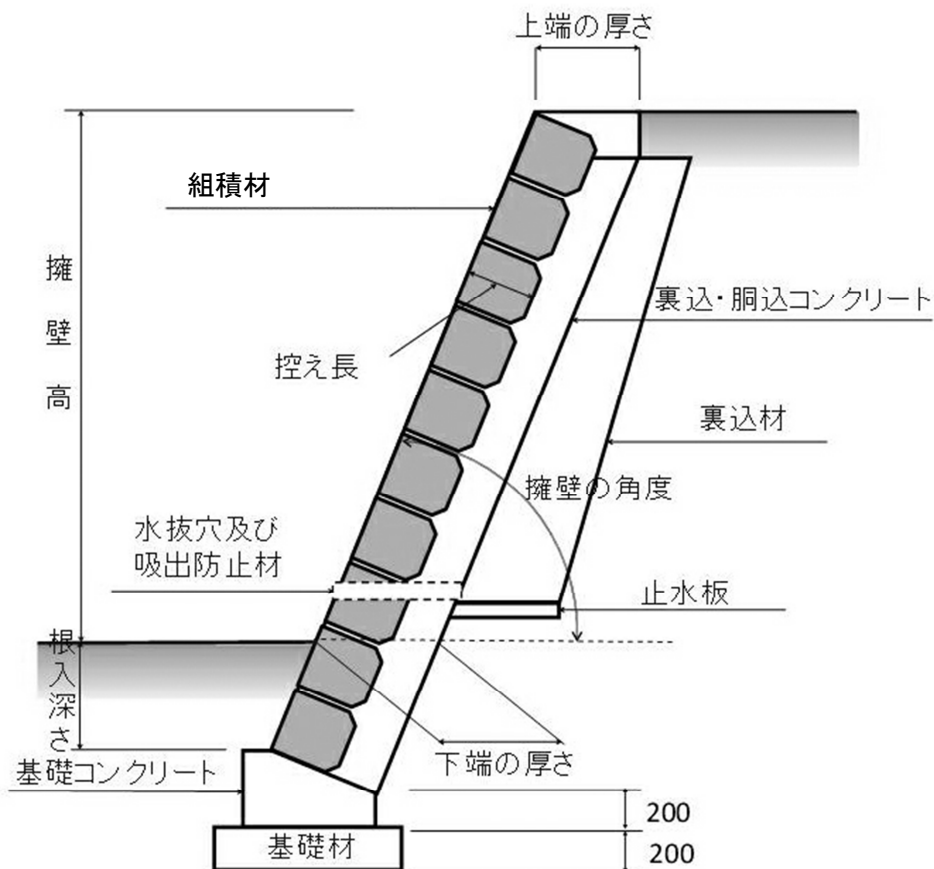
土質	摩擦係数
岩，岩屑，砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト，粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

- ③ 大臣認定擁壁を用いる場合

宅地造成等規制法施行令第14条に基づく国土交通大臣が認める擁壁については、構造計算の必要はないが、転倒，沈下又は滑りに対する安全性が十分に確認されていること。(許可申請時に認定書，仕様書等の写しを添付すること。)

3 練積み造擁壁

- (1) 練積み造擁壁の呼名



(2) 練積み造擁壁の構造

練積み造擁壁の構造は、以下の事項に適合すること。

- ① 高さ3 mを超えるものは、極力鉄筋又は無筋コンクリート造擁壁とし、構造計算により安全性を確保すること。
なお、高さ5 mを超える練積み造擁壁は認められない。
- ② 土質に応じ表1に定める基準に適合し、かつ、擁壁の滑り及び沈下に対して安全な基礎を設けること。
- ③ 擁壁上端の水平上の載荷重（擁壁の高さだけ擁壁上端より後退した範囲の載荷重とする。）は 5 kN/m^2 を超えないこと。これを超えるときは、鉄筋又は無筋コンクリート造擁壁とし、構造計算により安全性を確保すること。
- ④ 組積材の控え長は30 cm以上とし、4週圧縮強度は、 18 N/mm^2 以上であること。
- ⑤ 胴込めに用いるコンクリートの4週圧縮強度は、 15 N/mm^2 以上であること。
- ⑥ 擁壁に用いる組積材のコンクリートの比重は、2.3以上であり、かつ胴込めコンクリートを含まない重量は、壁面 1 m^2 につき350 kg以上であること。
- ⑦ 組積材には、壁背面の排水および土圧の安定のために砂利等により裏込めをするものとし、その厚さは、上端は30 cm、下端は60 cmもしくは擁壁地上高さ（H）の $\frac{100}{20}$ のいずれか大きい方の数値以上の厚さとする（表2）。なお切土であって、地山が固結している場合は、30 cm程度の等厚とすることができる。
- ⑧ 崖の状況等により、はらみ出しその他破壊等のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリートの擁壁又は擁壁の断面を増すなど必要な措置を講ずること。
- ⑨ 練積み擁壁の上に家屋等を建築する場合は、載荷重が擁壁に作用しないよう適切な離れをとること。
- ⑩ 擁壁前面の根入れ深さは、土質に応じ表1（土質別練積み造擁壁）の根入りの欄にかかげる基準に適合し、かつ、擁壁には一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- ⑪ 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- ⑫ 擁壁端部の小口を保護することとし、打止壁の設置を原則とする。

表 1 土質別の練積み造擁壁

土質		擁壁					
		勾配	高さ	下端の厚	上端の厚	控長	根入
第一種	岩，岩屑，砂利又は，砂利混じり砂	75°以下~70°超 (2分7厘~3分6厘)	2 m 以下 2m超~3m以下	40cm以上 50cm以上	40cm以上 "	30cm以上 "	35cm 45cm
		70°以下~65°超 (3分6厘~4分7厘)	2 m 以下 2m超~3m以下 3m超~4m以下	40cm以上 45cm以上 50cm以上	" " "	" " "	35cm 45cm 60cm
		65°以下 (4分7厘以下)	3 m 以下 3m超~4m以下 4m超~5m以下	40cm以上 45cm以上 60cm以上	" " "	" " "	45cm 60cm 75cm
第二種	真砂土，関東ローム，硬質粘土その他これらに類するもの	75°以下~70°超	2 m 以下 2m超~3m以下	50cm以上 70cm以上	40cm以上 "	30cm以上 "	35cm 45cm
		70°以下~65°超	2 m 以下 2m超~3m以下 3m超~4m以下	45cm以上 60cm以上 75cm以上	" " "	" " "	35cm 45cm 60cm
		65°以下	2 m 以下 2m超~3m以下 3m超~4m以下 4m超~5m以下	40cm以上 50cm以上 65cm以上 80cm以上	" " " "	" " " "	35cm 45cm 60cm 75cm
第三種	その他の土質	75°以下~70°超	2 m 以下 2m超~3m以下	85cm以上 90cm以上	70cm以上 "	30cm以上 "	45cm 60cm
		70°以下~65°超	2 m 以下 2m超~3m以下 3m超~4m以下	75cm以上 85cm以上 105cm以上	" " "	" " "	45cm 60cm 80cm
		65°以下	2 m 以下 2m超~3m以下 3m超~4m以下 4m超~5m以下	70cm以上 80cm以上 95cm以上 120cm以上	" " " "	" " " "	45cm 60cm 80cm 100cm

- (注) 1. 上端及び下端部分の厚さは，組積材の控長と裏込コンクリートの厚さの合計をいう。
2. 地盤の状況等により，必要に応じて鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造りの基礎を増設すること。また，杭打ち等の措置も併せて行うこと。

表 2 擁壁高 (H) による裏込厚

擁壁高 (m)	裏込厚 (cm)	
	上端厚	下端厚
$0 < H \leq 0.5$	30	60
$0.5 < H \leq 1.0$	30	60
$1.0 < H \leq 1.5$	30	60
$1.5 < H \leq 2.0$	30	60
$2.0 < H \leq 2.5$	30	60
$2.5 < H \leq 3.0$	30	60
$3.0 < H \leq 3.5$	30	70
$3.5 < H \leq 4.0$	30	80
$4.0 < H \leq 4.5$	30	90
$4.5 < H \leq 5.0$	30	100

4 崖上又は斜面に設置する擁壁

崖や擁壁に近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合は、下部に有害な影響を与えないよう設置位置について十分考慮すること。また、設置する場合は、以下に示すとおりとする。

- (1) 斜面上に擁壁を設置する場合には、図のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの0.4H以上で、かつ、1.5m以上だけ土質に応じた勾配線前端より後退し、その部分は、コンクリート打ち等により風化侵食のおそれのない状態にすること。

斜面上に擁壁を設置する場合

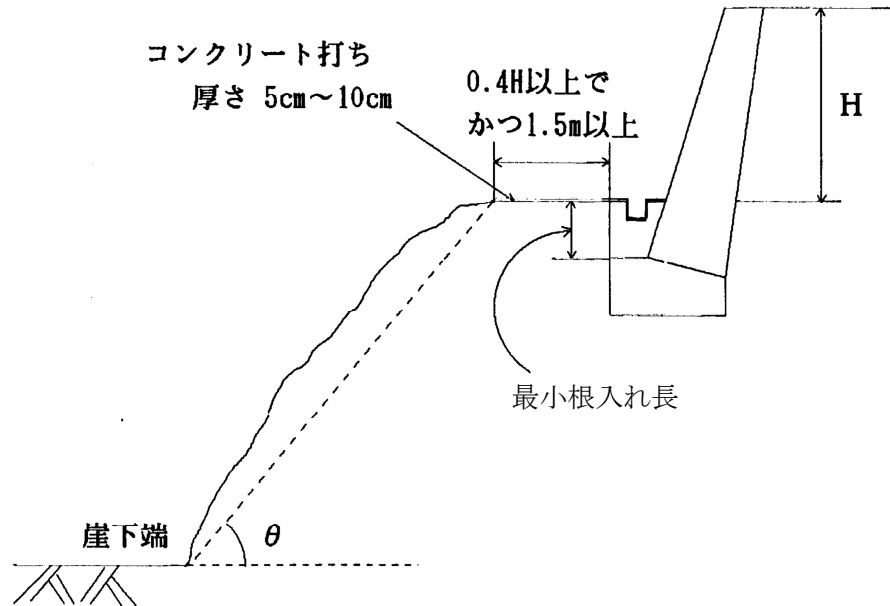


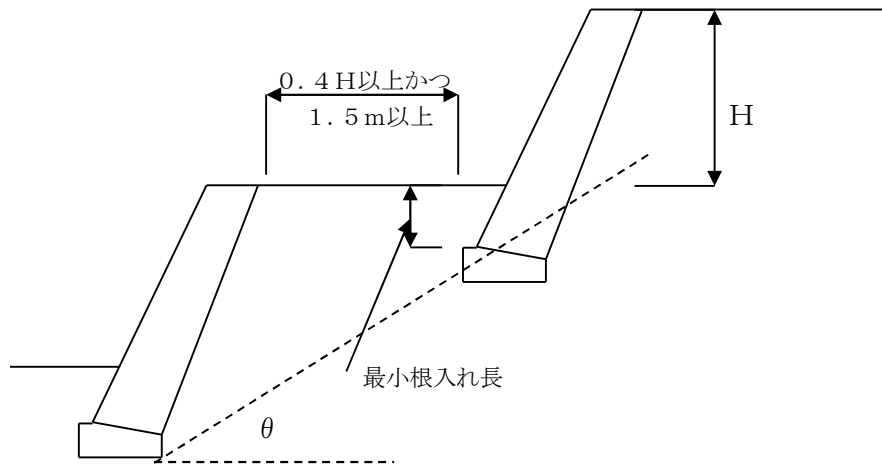
表 4 土質に応じた勾配

背面 土質	軟岩 (風化の著しい ものを除く)	風化の著しい岩	砂利, 真砂土, 関東ローム, 硬質粘 土, その他これ らに類するもの	盛土又は腐蝕土
角度 (θ)	60° 以下	40° 以下	35° 以下	25° 以下

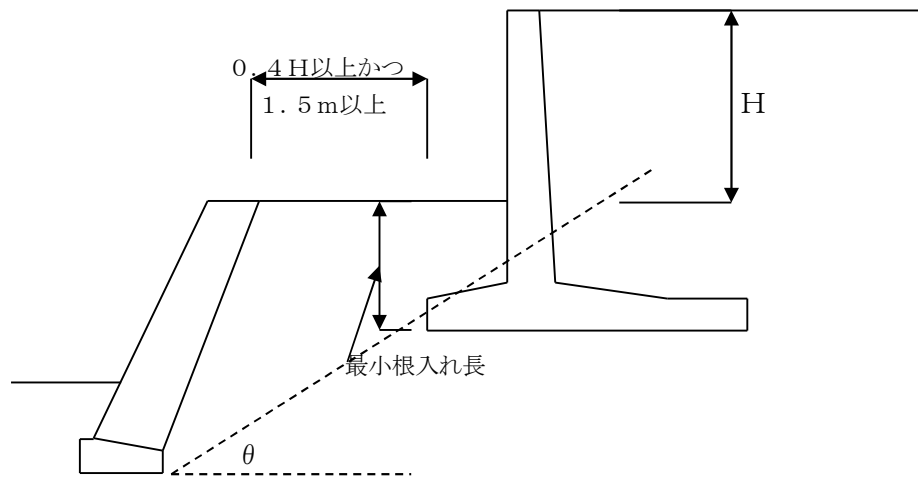
- (2) 図に示す擁壁で表4の θ 角度内に入っていないものは、二段の擁壁とみなされるので一体の構造とする必要がある。

なお、上部擁壁が表の θ 角度内に入っている場合は、別個の擁壁として扱うが、水平距離を0.4H以上、かつ、1.5m以上離さなければならない。

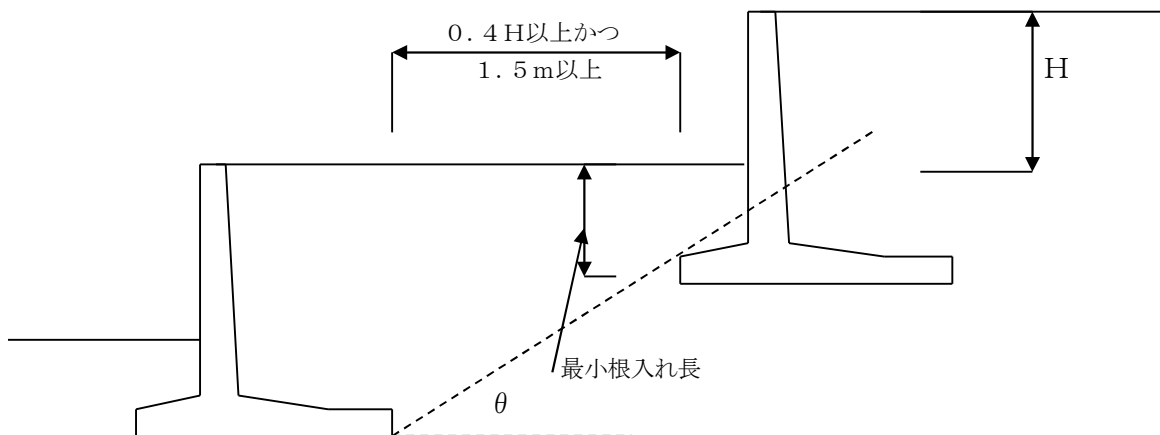
下部が練積み造擁壁で上部擁壁も練積み造擁壁で築造する場合



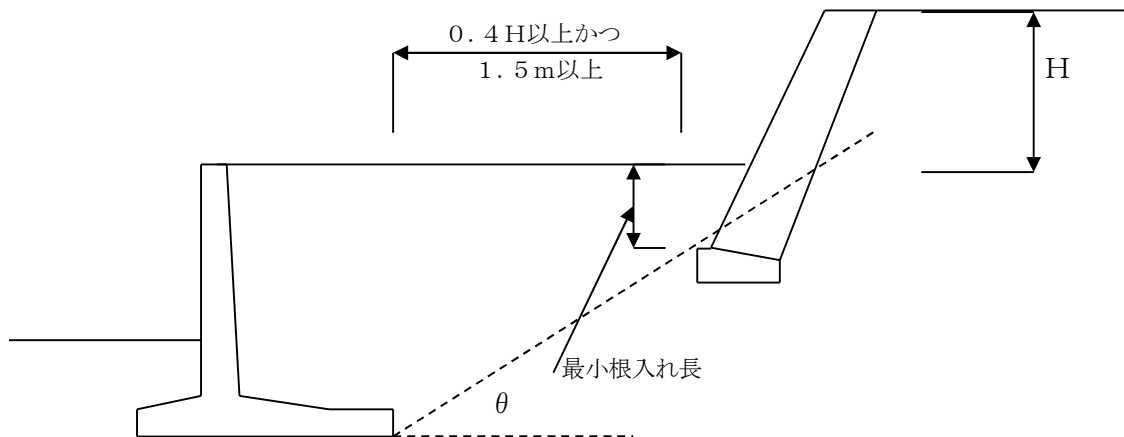
下部が練積み造擁壁で上部擁壁を鉄筋コンクリート造で築造する場合



下部が鉄筋コンクリート造で上部擁壁を鉄筋コンクリート造で築造する場合

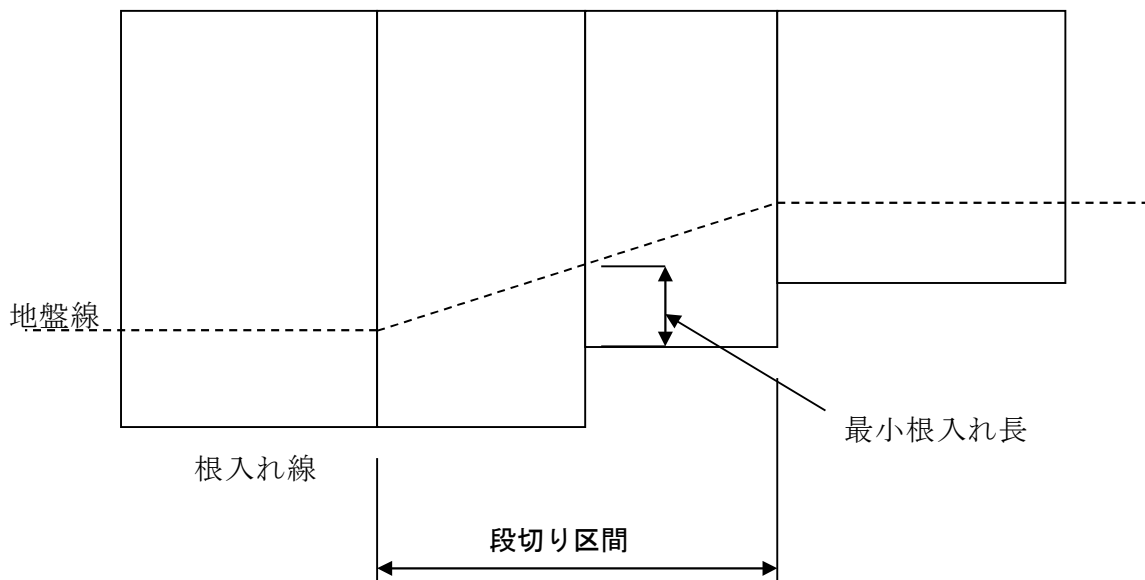


下部が鉄筋コンクリート造で上部擁壁を練積み造擁壁で築造する場合



- (3) 擁壁を斜面に沿って設置する場合は、底面前端の線は、段切等により水平となるように施工すること。

擁壁正面図



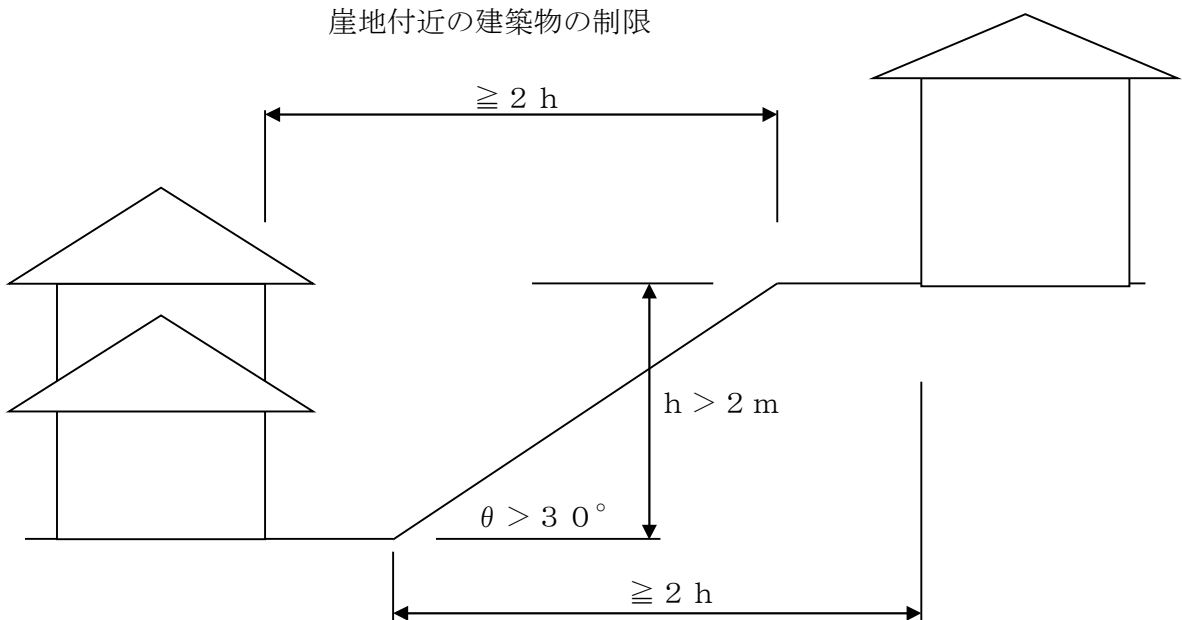
5 敷地の保全

- (1) のり面や崖面及び擁壁（以下のり面等）の上に建築物を建築する場合は、のり面等の天端と建築物との間に、建築物や擁壁の維持管理に必要な最低限の管理幅を確保するよう努めること。
- (2) 建築基準法第19条第4項には、建築物が崖崩れなどによる被害を受けるおそれのある場合には、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講ずることを定められている。これを受けて北海道建築基準法施行条例第6条の2では、次のように制限を付加していることから、崖の近傍において建築物を建築する場合、宅地の安全確保のため上記条例の基準を参照し、建築行為を行うよう努めること。

高さが2 mを超える崖（斜面の角度が30度を超えるもの）付近に建築物（延べ面積が

10 m²以内の物置、納屋などを除く。)を建築する場合は、外壁面と崖との間は、下図のように崖の高さの2倍以上を離すこと。ただし、以下の場合、離す必要はないものとする。

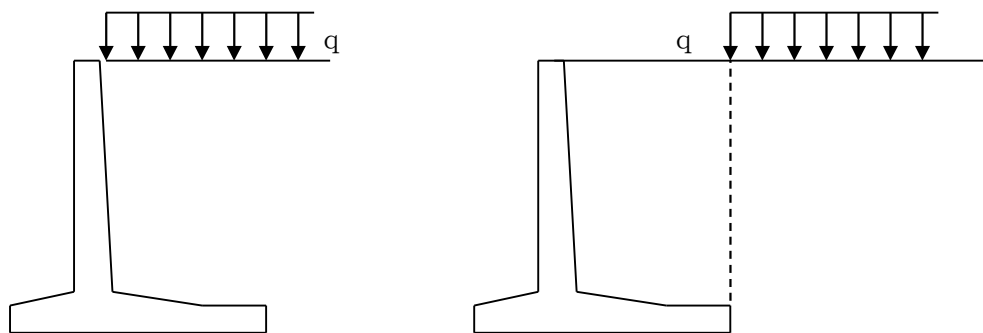
- ① 崖の形状又は土質により建築物が安全上支障のない場合
- ② 崖崩れ防止の擁壁などを設ける場合
- ③ 崖下の建築物を鉄筋コンクリート造等とする場合
- ④ 崖と崖下の建築物の間に適当な流土止めを設ける場合



6 載荷重

擁壁背後の地表面に、活荷重（自動車荷重、群集荷重）や死荷重（資材、建築物等）の載荷重が作用する場合は、これを考慮すること。

なお、本市においては、冬季の積雪を考慮して雪荷重 5 kN/m²を載荷すること。活荷重の載荷位置は、下図のように擁壁の安定計算上最も不利になる位置に載荷させること。



(a) 地盤支持の計算

(b) 転倒、滑動、地盤支持の計算

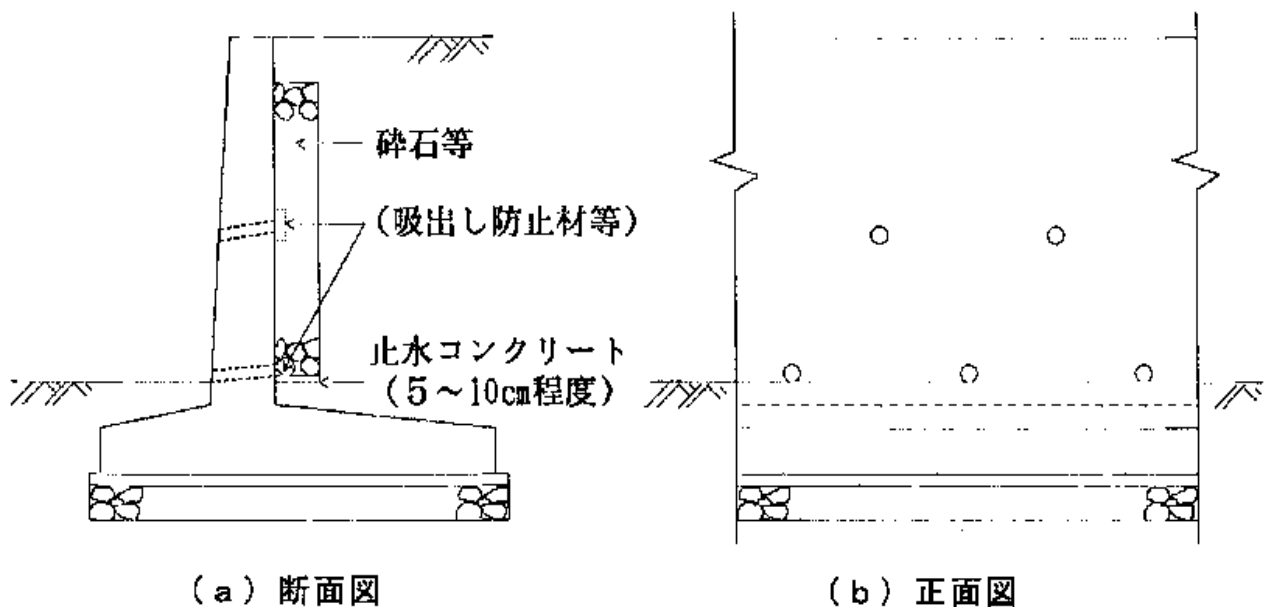
7 水抜穴

排水のための水抜穴は、以下の事項を十分考慮すること。

- (1) 擁壁の裏面で、水抜穴の周辺その他必要な場所に砂利等の透水層を設けること。
- (2) 水抜穴は内径 75 mm 以上とし、擁壁の下部地表近くを中心に、壁面 3 m²に 1 箇所割合で千鳥配置とすること。また、透水管の長さは、透水層に深く入りすぎないようにすること。

- (3) 湧水等のある箇所では、水抜穴の箇所数を追加して配置すること。
- (4) 水抜穴は、排水方向に適当な勾配をとること。
- (5) 水抜穴の入口には、水抜穴から流出しない程度の大きさの碎石等（吸出し防止材等を含む。）を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう考慮すること。
- (6) 地盤面下の壁面で地下水の流路に当たっている壁面がある場合は、有効に水抜穴を設けて地下水を排出すること。
- (7) 水抜穴に使用する材料は、コンクリートの圧力で潰れないものを使用すること。
- (8) 水抜穴からの排水は、周辺地域に被害が生じないように考慮すること。
- (9) 水抜き穴の機能を長期的に保全するため、天端面から雨水等の侵入がないように考慮すること。

水抜穴の配置



8 伸縮目地及び施工目地

擁壁の伸縮目地又は施工目地の間隔は、次の表を標準として設けること。特に以下に掲げる場合は、伸縮目地を設けなければならない。

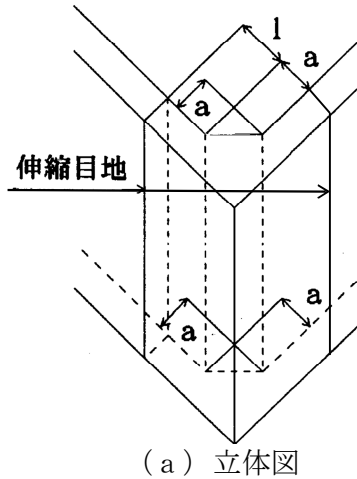
- (1) 地盤の条件が一様でないとき。
- (2) 擁壁の高さが著しく変化するとき。
- (3) 擁壁の構造工法等を異にするとき。

擁壁の種類	伸縮目地	施工目地
練積ブロック	20m以下	—
もたれ式・重力式	20m以下	5m以下
片持ばり式・控え壁式	20m以下	10m以下

9 隅角部の補強

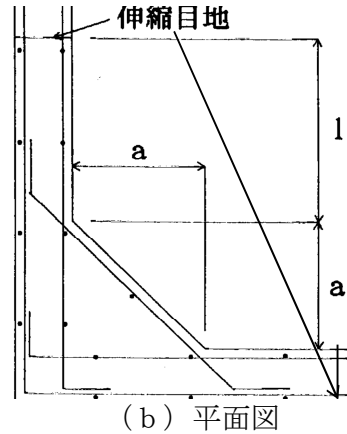
擁壁の屈曲する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分に鉄筋及びコンクリートで補強すること。二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ3 m以下で50 cm、3 mを超えるものは60 cmとすること。

(1) 鉄筋コンクリート造等擁壁の場合



(a) 立体図

鉄筋コンクリート造擁壁の隅部は、該当する高さの擁壁の横筋に準じて配筋すること。



(b) 平面図

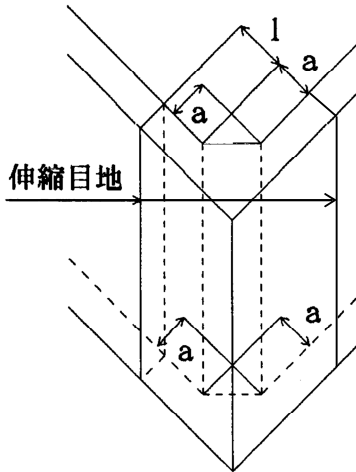
- ・ 擁壁の高さ3.0 m以下のとき
- ・ 擁壁の高さ3.0 mを越えるとき
- ・ 伸縮目地の位置

$$a = 50 \text{ cm}$$

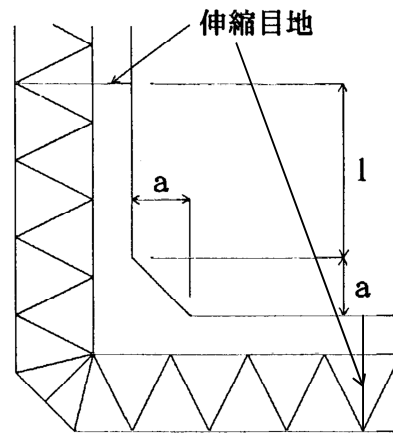
$$a = 60 \text{ cm}$$

l は2.0 m以上で擁壁の高さ程度とする。

(2) 練積み造擁壁の場合



(a) 立体図



(b) 平面図

- ・ 擁壁の高さ3.0 m以下のとき
- ・ 擁壁の高さ3.0 mを越えるとき
- ・ 伸縮目地の位置

$$a = 50 \text{ cm}$$

$$a = 60 \text{ cm}$$

l は2.0 m以上で擁壁の高さ程度とする。

10 根入れ深さ

(1) 練積み造擁壁の根入れ

- ① 根入れ深さとは、擁壁の下端（擁壁前面の地盤面と接する部分）以下基礎の前面の上面までの部分をいう。
- ② 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、表-1で第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35cmに満たないときは、35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45cmに満たないときは、45cm）以上とする。

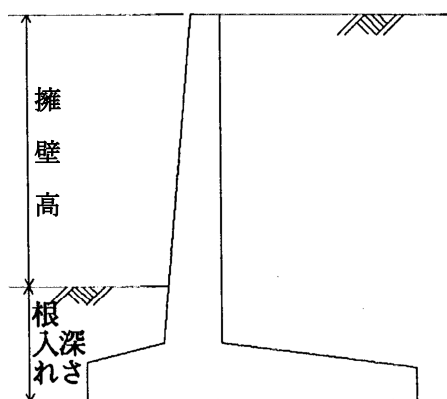
(2) 鉄筋コンクリート造擁壁等の根入れ

根入れ深さは、基礎底版が地表に出ないように、また、排水施設等構造物より十分な余裕を見て定めなければならない。

なお、隣接する既存の擁壁構造物等に影響を及ぼすおそれのあるときは、根入れ深さを検討し、例えば山留め工等適切な防護措置を講じた上、施工しなければならない。

(3) 根入れ深さは、凍結融解の影響を考慮すること。

鉄筋コンクリート造等擁壁の場合



第3節 防 災 計 画

1 防災計画

造成工事中においては、集中豪雨・台風等によって災害発生危険が多く、排水施設の不完全・表土の露出・擁壁が未完成であること等が原因で、通常の降雨によって崖崩れ、土砂流出等の災害が発生しやすい状態になる。工事の施工に当たっては、周辺の土地・建築物等に対し被害を与えないよう工程に応じた防災措置をとるよう計画し、放流先の河川管理者その他の関係機関と十分協議を行わなければならない。

2 工事中の防災

防災措置は、災害が予測される箇所を前もって計画的に防災工事を施し、平常から現場の把握を行い、緊急の際直ちに適切な処置をとれるように対処の方法や必要な材料を整理しておくこととし、状況に即した諸種の災害に対する措置は、特に以下の事項に十分注意して行うこと。

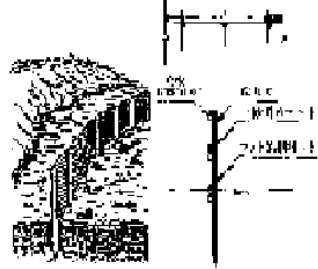
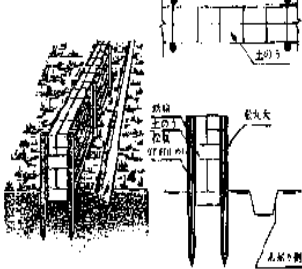

- (1) 調整池の工事、低湿地における暗渠排水等の工事及び本格的整地工事は、多雨期を避け、できる限り渇水期に行うこと。
- (2) 整地工事中は、湧水箇所及びのり面に暗渠・仮設排水路等を設置するとともに、要所に泥だめを設け、できる限り土砂を流出させないこと。
- (3) 宅地造成により整地した平坦地には、その外周に小規模な土堤を設けて雨水を一時貯留し、下流への直接の流失を軽減させること。
- (4) 放流先の河川等の流下能力を考慮し、必要な場合には防災調整池を設けること。
- (5) 防災調整池の流入土砂の貯留量は、 $150\text{ m}^3/\text{ha}/\text{年}$ 程度を見込むこと。
- (6) 防災調整池を設けない場合には、必要に応じ板柵・そだ柵・ふとんかご・土のう等を適当に配置し、土砂の流出防止や雨水の流出量の軽減を図ること。
- (7) 切土をした後の地盤に滑りやすい土層のあるときは、その地盤に滑りを生じないよう杭打・埋殺し擁壁の設置・擁壁の設置等適当な措置を講ずること。

3 防災体制

- (1) 工事期間中は天気予報等に留意し、台風、集中豪雨等による災害発生を未然に防止すること。
- (2) 災害発生に備え、連絡組織系統図を現場事務所等の見やすい場所に掲げておくこと。
- (3) 災害発生危険が生じた場合は、速やかに避難し関係機関に連絡の上、その指示に従うこと。
- (4) 工事中は日頃より勤務時の連絡体制を明確にし、緊急時の連絡表を現場事務所に備えること。

防 災 工 参 考 図

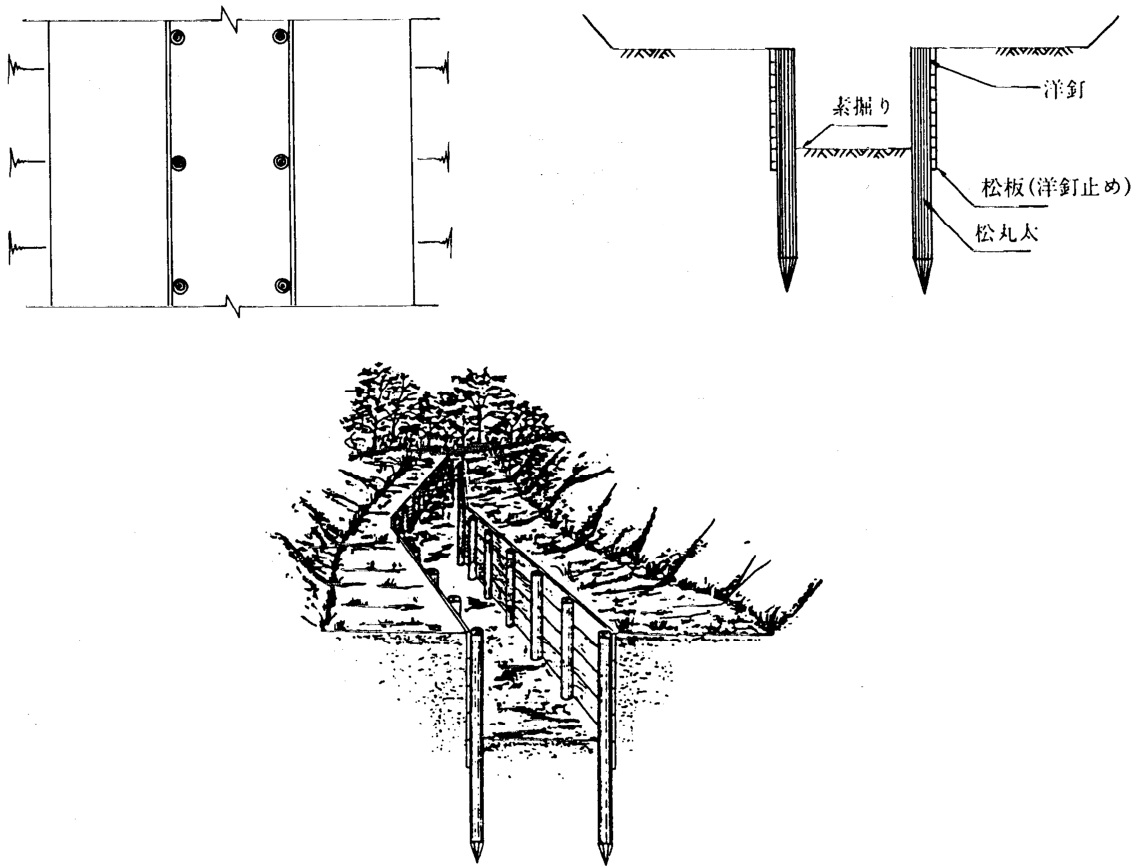
土砂流出防止工（流土止め工）の例

	板柵マット工	板柵土のう積工	ふとんかご工
略 図			
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易で重量も軽いため、施工が簡単であり、軟弱な土などに対しても適用可能である。 ○沢部や用地境界沿に設置する。 ○流出土砂の粒径に応じて、土砂留めマットの種類を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○板柵の中に土のうを積み、土砂流出を防止するものである。中詰めの土のう積み方等は、図面にとらわれることなく現場に応じて考慮する。 ○土砂止め工を通ってくる流水は素堀側溝によって集水し、下流水路へ導く。 ○水を完全に止める場合には土のうの代わりに土砂埋めとする。 ○くい間隔などは現場状況に応じて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○細粒の土砂が流出する地区においては、土砂止め効果がないようなことも考えられるため、中詰めの材料を選定するか、他の土砂流出防止工の配慮が必要である。 ○軟弱層の場合には、中詰めの割栗石等の搬入困難、不等沈下の可能性など問題も多いため、適用する場合にはこれらを考慮して行う必要がある。 ○使用箇所によっては3段積みにかかわらず、2段、1段積みとするなど、各種の形状を任意に適用する。

「宅地造成工事仮設防災工法実例集」日本住宅公団、（現・住宅・都市整備公団）

防 災 工 参 考 図

仮設流路工の例

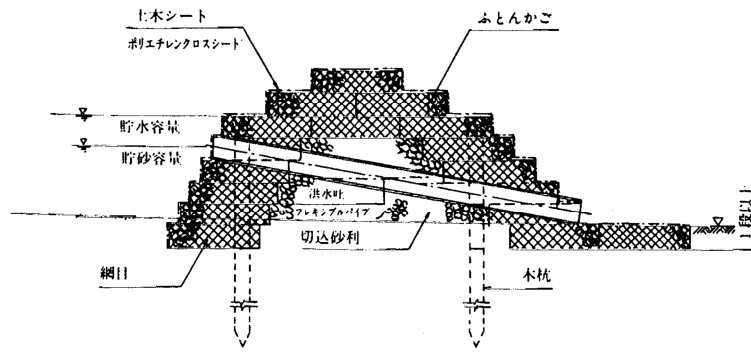


目的	排水路
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 板柵の板は10～20cm土中に埋め込むこと。 ○ 水路の側部にのり面がある場合に1.0m程度の水平部分を設け、土砂が水路内へ流入しないよう考慮すること。

防砂工参考図

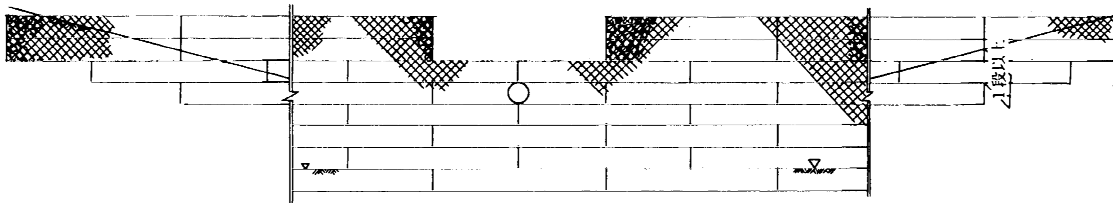
小規模な仮の防災調整池の例

「断面図」



※完成後も残る箇所はパイプを閉鎖する。

「正面図」



第4節 環境の保全

1 環境の保全

1 ha以上の開発行為は、開発区域内の植物の生育に必要な樹木の保存、表土の保全等の措置を講ずること。また、騒音・振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯を配置していること。

2 樹木の保存

高さが10 m以上の健全な樹木又は高さが5 m以上で、かつ、面積が300 m²以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置するなどの措置を講ずること。

3 表土の保全

高さが1 mを超える切土又は盛土を行い、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が1,000 m²以上である場合には、以下の部分を除き、切土又は盛土を行う部分について表土の復元・客土・土壌の改良等の措置を講ずること。

- (1) 道路の路面の部分
- (2) その他の植栽の必要のないことが明らかな部分
- (3) 植物の生育が確保される部分

4 緩衝帯の配置

騒音・振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、次表の基準による緑地帯その他の緩衝帯が開発区域の境界に沿ってその周囲に配置されていること。

ただし、開発区域の周辺に公園、緑地、河川等緩衝効果を有するものが存する場合には、その幅員の2分の1を緩衝帯の幅員に算入することができる。

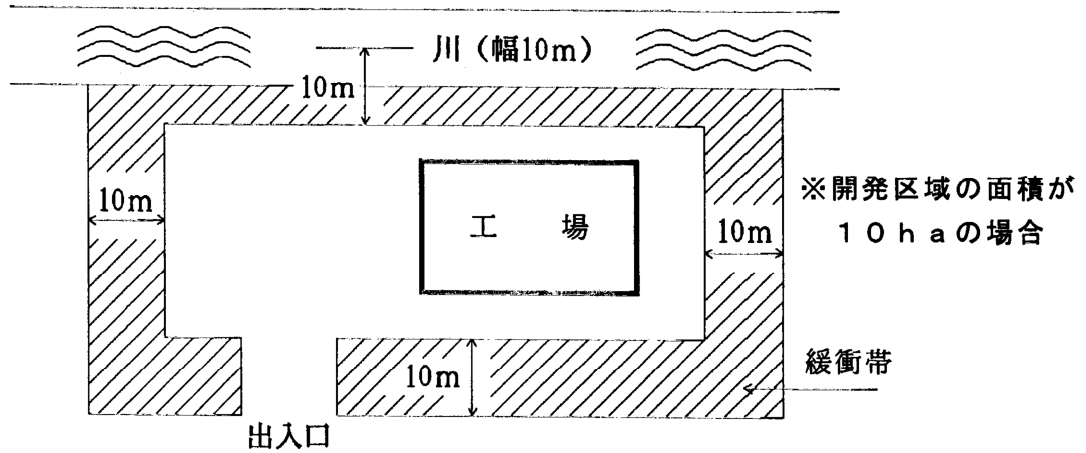
緩衝帯の幅員

開発区域の面積	幅員
1.0ha以上～ 1.5ha未満	4.0m以上
1.5 ～ 5.0	5.0m以上
5.0 ～15.0	10.0m以上
15.0 ～25.0	15.0m以上
25.0以上	20.0m以上

5 緩衝帯の処置

- (1) 緩衝帯として確保した用地については、原則として緑地又は植栽等の処置を行うこと。
- (2) 緩衝帯としての用地については、区域を縁石、境界杭等で明確にすること。

緩衝帯の標準図



6 ゴルフ場の環境保全

- (1) 開発区域内の樹林は、その伐採を最小限にとどめるとともに、原則として、開発区域の面積の40%以上の面積（災害の防止又は環境の保全上特に必要がある場合は、それに相応する面積）が樹林帯としてコース間に平均的に保存されていること。
- (2) 開発区域内の無立木地であったコース用地、付属施設用地以外のもの、又は保存された樹林帯の林縁等については、植林の措置が講ぜられていること。
- (3) 開発区域の内周辺には、概ね30m以上の樹林帯が保存されていること。

7 遊園地の環境保全

開発区域内の樹林は、その伐採を最小限にとどめるとともに、原則として、開発区域の30%以上の面積（災害の防止又は環境の保全上特に必要がある場合は、それに相応する面積）が樹林地として存置されていること。

5 節 遺跡・文化財等の保存修景計画

- 1 開発予定区域は、遺跡・文化財等に関し事前に十分調査し、特に埋蔵文化財等の多い地域では、できるだけ宅地造成を避けるものとする。
- 2 遺跡・文化財等が存在し、又はこれらが存在する土地に隣接する区域を造成する場合は、造成着手前に北海道教育委員会・旭川市教育委員会及び文化財の所有者・占有者又は管理者と十分協議の上調査し、保存の方法等必要な事項について調整すること。また、面積が広範囲（目安としては1 ha 以上）に及ぶものについては、遺跡・文化財の存在又は近接に関わらず同様の調整を行うこと。
- 3 造成前又は造成中に遺跡等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、前項の調査を行うとともに、できる限り公園・緑地等として遺跡等の保護・保存に努めるものとする。
- 4 自然の地形・立木等が住宅地に良好な自然環境・修景を与えられられる場合は、事情の許す範囲内で、緑地等として保存するよう努めなければならない。